

員ニ囑託シ経済更生委員ト共ニ自ラ範ヲ示シ他ヲ指導セシム

(三) 実行奨励方法

1 成績審査会ノ開催

町村又ハ町村農会主催ニテ部落ヲ単位トシテ計画実行成績審査会ヲ開催シ団体的競争心ヲ刺戟シテ各個人ノ実行成績ヲ平行のナラシム

2 計画進度表ノ作成

計画年度ノ終リハ勿論同一年度内ニ於テモ時々実行ノ経過ト計画トヲ照合シタル表ヲ作成シ部落座談会ニ於テ発表シ実行不十分ナル事項ニ付テハ更ニ発奮セシムルコト

(水産課「経済更生関係」(昭和八年) 神奈川県庁蔵)
〔注〕別紙、別冊共省略。

六 昭和九年度町村長会における県知事横山助成の訓示要旨

訓示要旨

横山神奈川県知事訓示要旨

昭和九年六月

本日茲ニ諸君ノ会同ヲ煩ハシ過般地方长官會議ニ於テ別冊^(註)総理大臣以下各省大臣ヨリ訓達セラレタル事項ヲ伝達シ併セテ所信ノ一端ヲ

披瀝シ諸君ト共ニ当面ノ問題ニ就キ隔意ナキ意見ヲ交換シ以テ行政ノ更新ニ資スルハ洵ニ欣幸トスル所ナリ

昨年末畏クモ 皇太子殿下御降誕アラセラレ益々御健力ニ御成育遊バサレ給フハ皇室ノ御繁栄天壤ト共ニ窮リナク国礎弥々鞏キヲ加ヘタル次第ニシテ寔ニ慶賀ニ堪ヘザル所ナリ本年二月此ノ慶福ヲ治ク国民ニ頒タセ給フノ 聖旨ヲ以テ畏クモ恩赦ノ 大詔ヲ渙発アラセラルルト共ニ更ニ児童並母性ニ対スル教化及養護施設ノ資トシテ多額ノ御内帑金ヲ下シ賜ヒシハ国民トシテ寔ニ恐懼感激ノ至リニ堪ヘザル次第ナリ

選挙制度ハ現代ニ於ケル政治機構ノ根柢ヲ成スモノニシテ弊竇ノ存スル限り政治ノ純化ハ恐ラク期シ難ク而モ既往ノ実績ニ微シ遺憾ノ点勘カラザルヲ以テ政府ハ今回先ツ衆議院議員選挙法ノ改正ヲ行ヒ之ガ法律ハ未ダ公布ヲ見ルニ至ラザルモ其ノ内容ハ選挙方法ノ整備改善選挙運動ノ取締強化選挙犯罪ニ対スル刑罰ノ加重所謂選挙公営ノ実施等相当広汎多岐ニ涉レリ右ハ畢竟中央地方ノ別ナク等シク選挙ニ関スル多年ノ積弊ヲ芟除シ其ノ自由ト公正トヲ図ラムトスル趣旨ニ出デタルモノニ外ナラザルヲ以テ諸君ハ十分ノ研究ヲ重ネ其ノ実施ニ際リテハ克ク此ノ趣旨ヲ体シテ適正ナル運用ヲ期シ以テ選挙ノ浄化政治ノ純化ニ一段ノ努力アラムコトヲ望ム

地方自治ヲシテ健全ナル発達ヲ為サシムルト否トハ国家ノ隆替ニ至大ノ關係有スルヤ論ヲ俟タズ顧フニ我カ国ノ地方自治ハ制度實施以來既ニ四十有余年ノ実験ト訓練トヲ積ミ逐年改善刷新ノ域ニ進ミツツアリト雖現下ニ於ケル自治ノ実状ニ察スルニ未ダ依然トシテ旧套ヲ脱セズ其ノ成績遲々トシテ不振ノ感ナキ能ハザルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ以是地方自治体ヲシテ益々自主自立ノ氣風ヲ旺ナラシメ以テ自治ノ健全ナル発達ヲ遂ゲシムルハ極メテ喫緊ノコトタルヲ信ズ県ハ茲ニ鑑ミル所アリ本年度ヨリ優良町村ノ建設並特別町村ノ指導計画ヲ樹テ一面ニ於テハ所謂優良町村ヲ建設シ専ラ之ヲ中心トシテ県内他市町村ノ同化遷善ヲ図ルト共ニ他面成績不振ノ町村ニ對シ特別ノ指導監督ヲ施シテ町村治ノ改善刷新ヲ期セムトシ既ニ之ガ実行ニ着手セリ市町村ニ首長タル諸君ハ克ク此ノ趣旨ヲ体シ自治行政ノ改善刷新上更ニ一段ノ努力アラムコトヲ望ム

政府ニ於テハ農山漁村民及中小商工業者ノ救済ニ関シ或ハ時局匡救事業ヲ興シテ地方民ニ直接収入ヲ得ルノ道ヲ与へ或ハ米穀蚕糸等ニ関スル諸般ノ施設ヲ為シテ生産物ノ價格ヲ維持スルノ方途ヲ講ジ或ハ金銭債務臨時調停法農村負債整理組合法ニ依リ負債ノ重圧ニ苦メル農民等ニ之ガ整理ヲ容易ニシテ更生ノ曙光ヲ得シメ或ハ商業組合法ヲ制定シテ中小商工業者ノ経営ヲ合理化シ又金融難ヲ緩和スルノ

途ヲ開ク等銳意力ヲ之ガ解決ニ致シツツアリ県ニ於テモ政府ノ対策方針ト相呼応シテ之ガ救済ノ策ヲ講ジ爾來諸君ノ努力ト県民ノ自力更生ノ意氣トニ依リ著々所期ノ成績ヲ挙ゲツツアルハ洵ニ同慶ニ堪ヘザル所ナリ然リト雖不況ノ因テ來ル所遠ク且深キモノアルヲ以テ之ガ更生ハ永續的ニシテ且永遠ニ亘ル計画ヲ樹立実行スルニ非ザレバ到底之ガ更生ノ実ヲ挙グルコト至難ナリ而シテ時局匡救事業ハ今ヤ茲ニ第三年ヲ迎ヘタルモ更ニ一段ノ緊張ト努力トヲ以テ過去ノ經驗ト地方ノ実状トヲ考慮シ最公正適切ナル計画ヲ樹立シ以テ本事業ノ目的達成ニ万遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ望ム

近年我カ国ニ於ケル社会運動ハ異常ニ深刻且複雑ノ度ヲ加ヘ殊ニ共產主義運動ノ如キハ嚴密ナル取締ヲ受クルニモ拘ラズ執拗ナル潜行的策動ヲ為スノ傾向アリ又近時頓ニ興リ來リタル右翼急進ノ思想ニ在リテモ革新ヲ希求スルノ余リ其ノ運動動モスレバ常軌ヲ逸シテ或ハ矯激ナル思想ヲ宣伝シ或ハ直接行動ニ訴フル等不穩ノ策謀ヲ敢テスル者アルハ洵ニ寒心ニ堪ヘザル所ナリ依テ政府ニ於テハ夙ニ力ヲ思想対策ノ樹立ニ効シ健全ナル思想ノ培沃ニ努メ各般ノ方策ヲ講ジテ之ガ徹底ヲ期シツツアリ諸君ニ於テモ十分此ノ趣旨ヲ体シ克ク地方民衆ノ思想傾向ニ留意シ日本精神ノ作興ヲ基調トシテ普ク國民思想ノ善導ニ最善ノ努力ヲ払ハレムコトヲ望ム

近時世相ノ變転ト産業經濟ノ發展トニ伴ヒ著シク社会生活ノ不安ヲ醸成セルハ真ニ憂慮ニ堪ヘザル所ナリ之ヲ打開シテ人心ノ安定ヲ期スル為政府ニ於テハ土木事業ノ施行医療救護ノ徹底失業救済事業ノ実施其ノ他社会事業施設ノ整齊普及等各般ノ經營ニ力ヲ効シツツアリト雖国民生活ノ不安ハ尚未ダ除去セラルルニ至ラズ随テ今後ニ於テモ益々都市農村ヲ通ジテ有効適切ナル社会政策施設ノ充実ヲ図リ以テ社会生活ノ安定ヲ期スルハ最緊切ノ要務ナリ諸君ハ克ク部内ノ実情ヲ考察シ各般ノ施設常ニ宜シキヲ制シ人心ノ安定ヲ図ルニ就キ善処セラレムコトヲ望ム

以上ノ外諸君ノ協力ヲ請ヒタキ事項ニ付テハ別ニ項ヲ別チテ指示注意スル所アルベキニ依リ克ク其ノ意ヲ体シ益々庶政ノ刷新ニ力ヲ効サレムコトヲ切望ス

(知事官房「地方長官會議書類」(昭和九年) 神奈川県庁蔵)
〔注〕別冊省略。

七 昭和十年度町村長会における県知事石田馨の

訓示要旨

石田神奈川県知事訓示要旨

昭和十年六月

本年一月本県ニ着任後茲ニ初メテ各位ノ会同ヲ煩ハシ過般地方長官

會議ニ於テ内閣総理大臣以下各省大臣ヨリ訓達セラレタル事項ヲ伝達シ併セテ所懐ノ一端ヲ披瀝シ各位ト共ニ当面ノ諸問題ニ就キ隔意ナキ意見ヲ交換スルノ機会ヲ得タルハ予ノ深く欣幸トスル所ナリ建国以来上ニ万世一系ノ 皇統ヲ奉戴シ下ニ衆庶至誠ヲ傾倒シテ奉公ノ道ニ粉骨碎身スルハ実ニ我カ国体ノ精華ニシテ世界万邦ニ其ノ比ヲ見サル所ナリ方今人心動モスレハ詭激ニ趨ツテ中正ヲ失ハムトスルノ風潮アルニ鑑ミ苟モ国体ノ本義ニ疑惑ヲ生スルカ如キ言説ハ蔽ニ之ヲ戒メ愈々国体ノ本義ヲ明徴ニシ醇厚中正ノ美風ヲ振起シ国民精神ノ振作更張ヲ図ラサルヘカラス各位ハ常ニ中正ヲ保持シテ時代ノ進運ニ適應シ益々日本精神ノ闡明ニ努メ以テ時弊ノ匡正ト国運ノ伸張トニ力ヲ致サレムコトヲ望ム

敬神崇祖ハ我カ国民精神ノ精髓ニシテ神社祭祀ハ実ニ一貫セル我カ邦政教ノ枢軸ナリ近時日本精神愈々作興セラレ神社崇敬ノ淳朴大ニ興ラムトスルヲ見ルト雖尚一層神社祭祀ノ本義ヲ明徴ニシテ敬神崇祖ノ美風ヲ涵養助長スルハ最喫緊ノ要務ナリト信ス各位ハ宜シク此ノ趣旨ヲ体シ益々神社ノ機能発揚ニ努メ神社行政ノ振肅ニ遺憾ナキヲ期セラレムコトヲ望ム

我カ国選舉界ノ弊竇年ト共ニ漸ク甚シク自由公正ナル民意ノ発露ヲ妨ケ憲政ノ基礎ヲ危ウシ諸般ノ政弊其ノ因ヲ此処ニ発スルモノ尠カ

ラス今ニ於テ此ノ弊風ヲ矯正スルニ非サレハ憲政ノ前途寔ニ寒心ニ堪ヘサルモノアリ仍テ政府ハ這般選舉肅正委員会合ヲ公布シテ府県ニ選舉肅正委員会ヲ設ケ選舉肅正ニ関スル国民的運動ノ本源タラシムトセリ本委員会ハ広く有識經驗者ヲ以テ組織シ選舉ニ関スル弊害ノ防止公正ナル選舉觀念ノ普及等選舉肅正ニ関スル事項ヲ調査審議セシメ其ノ結果得タル諸方策ハ各其ノ分担ニ応シテ直ニ之ヲ実行ニ移シ官民相協力シテ選舉界ノ廓清ヲ期セムトスルモノナルヲ以テ各位ニ於テモ克ク其ノ趣旨ノ存スル所ヲ体シ本運動ノ徹底ニ協力援助アラムコトヲ望ム

農山漁村及中小商工業ノ不況ハ依然トシテ解消ヲ見ルニ至ラサルモ其ノ後政府並県ノ種々ナル匡救的施設ト官民一致ノ努力トニ依リ漸ク逐フテ更生ノ歩ヲ進メ稍々其ノ曙光ヲ望ミ得タリト雖不況ノ因テ来ル所深遠ナルノミナラス各種ノ天災等ノ為一層其ノ度ヲ深カラシムルハ寔ニ遺憾トスル所ナリ是ヲ以テ各位ハ益々自主的精神ヲ振起シ隣保共助堅忍不拔ノ氣風ヲ根本義トシ進シテ農家並中小商工業者ノ経営ヲ合理的ニ計画樹立セシメ以テ農山漁村及中小商工業ノ經濟更生ノ實ヲ挙クルニ一層ノ努力ヲ払ハレムコトヲ望ム

今般政府ハ從來ノ実業補習学校及青年訓練所ノ特徴ヲ統合シテ青年学校ヲ創設シ其ノ施設経営ノ努力ヲ一ニ集中スルト共ニ其ノ内容ニ

於テモ亦夫々改善ヲ加ヘ青年大衆ヲシテ眞ニ堅實有為ノ国民タラシムヘク一層青年教育ノ普及徹底ヲ期セラレタリ各位ハ克ク新制度ノ趣旨ヲ体シ其ノ組織内容ノ整備充実ヲ期スルト共ニ之カ目的達成ノ為一段ノ努力ヲ致サレムコトヲ望ム

輓近時勢ノ進運ニ伴ヒ自治体ノ事務ハ日ヲ逐フテ其ノ量ヲ増スト共ニ其ノ内容亦著シク複雑多岐ヲ極メ之カ為市町村吏員ノ職責愈々重且大ヲ加フルニ至レリ宜シク忠実精勵其ノ重責ニ任シ以テ市町村民ノ福祉増進ヲ図ルヲ念トシ深ク自ラ戒メテ過ナカラムコトヲ期スヘキモノナルニモ拘ラス往々ニシテ其ノ職責ヲ誤リ甚シキニ至リテハ刑辟ニ触ルル者ヲモ見ルニ至ルハ寔ニ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ謂フ迄モナク綱紀ノ振張ハ庶政刷新ノ根本ヲ為スモノナルヲ以テ各位ハ特ニ此ノ点ニ留意シ部下吏員ノ規律ニ些ノ弛緩ヲ生スルコトナク常ニ公正真摯ノ態度ヲ以テ事ニ當リ大ニ庶政ノ刷新ニ力ヲ協セ実効ヲ収メラレムコトヲ望ム

終リニ本年十月一日ヲ以テ施行セラルル国勢調査ハ法律ノ規定ニ依ル簡易調査ナリト雖國勢ノ基本ヲ明ニスヘキ目的ニ於テ毫モ大規模ノ調査ト異ル所ナク我カ帝國ノ全版図ニ亘リ人口現象ノ実状ヲ調査シ複雑ナル社会組織及国民生活ノ実況ヲ審ニシ又過去ノ調査ト比較シテ我カ国勢ノ動向ヲ明ナラシメ以テ行政經濟其ノ他各般ノ基礎資

料タラシムヘキ重要ナル調査ナルヲ以テ各位ハ克ク現下ノ国情ト本調査ノ重要性トニ鑑ミ万遺漏ナキヲ期セラレムコトヲ望ム

以上ノ外各位ノ協力ヲ請ヒタキ事項ニ付テハ別ニ項ヲ別チテ指示注意スル所アルヘキニ依リ克ク其ノ意ノ存スル所ヲ体シ各種ノ機関ト連繫シテ其ノ実効ヲ挙クルニ善処セラレムコトヲ望ム

(人事課「地方長官会議書類」(昭和十年) 神奈川県庁蔵)

八 昭和十一年度町村長会における県知事半井清

の訓示要旨

昭和十一年五月

半井神奈川県知事訓示要旨

現下時局極メテ重大ナル秋ニ当リ先般図ラスモ本県知事ヲ拜命シ茲ニ地方長官會議ニ於ケル内閣総理大臣以下各大臣ノ訓示ノ趣旨ヲ傳達シ相共ニ此ノ非常時局ニ処シテ奉公ノ誠ヲ効サントス
近時世相ノ推移ニ伴ヒ時ニ矯激ナル思想ニ趨リ動モスレハ国体ノ本義ニ悖ルカ如キ言動ヲナスモノアルハ寔ニ憂慮ニ堪ヘサルトコロニシテ殊ニ去ル二月二十六日輦轂ノ下ニ於テ異常ノ事変起リ上ハ宸襟ヲ悩マシ奉リ下ハ人心ニ衝動ヲ与ヘ治安乱レテ遂ニ戒嚴ノ布告ヲ見ルニ至リシコトハ真ニ恐懼措ク能ハサルトコロナリ

今次ノ不祥事件ハ固ヨリ一部不穩分子ノ策動ニ基クモノニシテ皇軍ノ基礎ハ之カ為ニ毫モ微動スルモノニアラス而モ其ノ前後措置ニ関シテハ軍部ニ於テ確固タル決意ヲ以テ軍紀ノ肅正ニ努メラレ國民ハ深く其ノ措置ニ信頼シテ益々軍民一致ノ実ヲ舉ケ弥々皇軍ノ精華發揮ニ協力スル所ナルヲ以テ各位ハ宜シク時局ヲ正視シ本事件ノ影響ニ依リ崇高ナル兵役義務ノ觀念ニ疑惑ヲ抱カシメ或ハ國民の支援ヲ減退セシムルカ如キコトナキヤウ努メラレンコトヲ望ム

抑々我方国体ノ崇高尊嚴ハ炳トシテ日星ノ如ク世界万邦ニ其ノ比ヲ見サルトコロナリ此ノ崇高尊嚴ナル国体ノ精華ヲ顕揚シ以テ一若万民拳国一体ノ美ヲ濟スハ庶政百般ノ基調ニシテ國民ノ方ニ率由スヘキハ言ヲ俟タサルトコロニシテ鞏固ナル国体觀念ヲ愈々明徹ニシ苟モ国体ト相容レサル思想ハ断シテ之ヲ芟除シ常ニ国憲国法ヲ遵守シ其ノ尊嚴ヲ保持スルコトニツトムルハ特ニ現下ノ時局ニ処シテ最モ緊要ナルコトナリ

惟フニ国家興隆ノ淵源ハ一ニ教育ノ振興ニ俟ツトコロニシテ教育ノ振興ハ一ニ教育者自身ノ向上ト其ノ熱意トニ依リニアラサレハ其ノ実績ヲ挙クル能ハサルコト亦明ラカナリ今ヤ国家非常ノ時艱ニ直面シ其ノ淵源スルトコロ甚ダ深キモノアリ拳国一心一段ノ真剣味ヲ以テ之カ打開ニ勇往邁進スヘキノ秋ニ拘ラス國民ノ間ニハ輕佻浮華ノ

風尚其ノ跡ヲ絶タサルハ洵ニ遺憾トスルトコロニシテ各位ハ此ノ際一段ノ緊張ヲ以テ教育ニ当リ大ニ国民精神ヲ更張シテ堅実真摯ナル民風ヲ振作スルヤウ剴切ナル施設経営ヲ講シ其ノ効果ヲ挙クルニ一層意ヲ用ヒラレンコトヲ望ム更ニ公職ニ從フモノハ公明ナル心事ト中正ナル態度トヲ以テ上下相共ニ吏道刷新ニ勇往スルノ秋各位ハ宜シク躬ヲ以テ範ヲ垂レ部下職員ヲ督励シテ相共ニ師表タルベキ徳操ヲ磨キ学力識見ノ増進ヲ図リ学校長ヲ中心トシテ全職員協力一致以テ教育ノ徹底ニ最善ノ努力ヲ払ハレンコトヲ希望シテ已マサルトコロナリ

以上ハ此ノ際特ニ教育関係者ニ対シ考慮ヲ煩ハスヘキ事項ニツキ述ヘタルニ過キスト雖各位ハ現下社会情勢ノ実相ヲ洞察認識セラレ教育ノ進展ニ格段ノ努力ヲ効サレンコトヲ切望シテヤマサル次第ナリ

(人事課「地方長官会議書類」(昭和十一年) 神奈川県庁蔵)

九 神奈川県農山漁村経済更生特別助成要旨

(表紙)

昭和十二年七月

経済更生特別助成要旨

神奈川県

農村経済更生と特別助成

一 農村経済更生の趣旨

農山漁村を根本的に振興せしむるには其の経済力を伸張しなければならぬ。之が為には各種の農村政策を續けて実行し更に益々之を拡充しなければならぬが之だけでは未だ充分でない。国の農村政策と相俟て農山漁村民をして経済更生計画の実行に邁進せしむる事が極めて必要である。

それでは農村経済更生計画とはどう云ふものであるかと云ふにそれは農山漁家が有機的の一体となつて自治協同の精神を作興し自奮自助協力一致して各々其の村の実情に即して樹てらるべきものである。そして其の目標とする所は土地水面共同施設等の基本的要素を整備総合し産業及経済を組織的計画的にする。そして又肥料食糧等の自給範圍を拡大し負債を整理し生活の改善を行ふ。斯くて其の収入を増加し支出を合理化し更に備荒共済——不時の用意や互に助け合ふ施設を充実して更生の目的を達し生活の安定を齎らんとするのである。

この農村経済更生計画の樹立実行は昭和七年以来全国の農山漁村に於て逐次之を実行し相当の実績を挙げつゝあるが若し農山漁村に此の経済更生計画の樹立実行と云ふ自奮更生自力更生の意気と努力と

がなかつたならばどうであらうか。国に於て如何に農村政策を継続実施し益々之を拡充しても其の効果を充分に發揮せしむる事は出来ない。農山漁村に於ける経済更生計画の樹立実行と云ふ自力更生運動は国の他の施設を効果あらしむる為にも極めて必要なことである。

二 農村更生運動の進展

農村経済更生計画の樹立実行即ち農村の自力更生運動が全国的に開始せらるゝや旺盛なる更生精神が全国各地に燃え上り本運動は山村水郭にまで拡大進展し爾來相當の熱意を以て迎へられ既に計画を樹立した町村は六千五百九十九(昭和十一年度現在)の多きに達した。

本運動の開始当初農林省の計画では一年に一千町村経済更生計画を樹立実行せしむる予定であつたが本運動は常に予定計画を突破して進展し五ヶ年にして六千五百九十九町村正に全国農山漁村の六十%以上に経済更生計画が樹立実行され引續いて全国農山漁村に及ぼさんとしてゐる。

三 経済更生の効果

然し経済更生計画の樹立実行は計画樹立町村の多きを以て満足すべきでない。要は其の実行にある。実績が如何に挙りつゝあるかにある。さうして此の点に於ても経済更生計画は年一年と実行が確保さ

れ相當な成績を挙げつゝある。例へば計画実行一兩年にして既に赤字を黒字に転化し或は五ヶ年計画を兩三年にして実行し終り更に第二次計画に突入した町村も決して尠くない。

農村経済更生計画樹立実行の目標は農山漁家をして村計画部落計画の下に各戸計画を樹立実行せしめ赤字を黒字とし負債を整理し其の更生状態を恒久化するにある。計画樹立町村は何れも此の目標に向かつて進みつゝあるが赤字を黒字とする計画は大体五ヶ年を以て完成するものが多く従て其の目標を完全に達成した町村は未だ多くはない。赤字黒字の関係は以上の如くであるが此の計画の実行が農山漁村民に及ぼした影響は其の他に於て相當大なるものがある。

その第一は全村民が協力一致更生の意気に燃ゆるに至つた事である。不況下の農山漁村民は前途に光明を失ひ何を為すべきかに迷つたものも尠くなかつたが経済更生計画の樹立即ち自村建直しの計画を樹てゝ之によつて村民の進むべき道が示されて以來村民は其の前途に光明を認め全村老若男女に至るまで各々其の分担事項に対して活動し自奮更生の意気に燃え協力一致更生の一路を邁進しつゝあることは本運動の齎らした著しき効果と云ふべきであらう。

第二は各種機関団体が連絡協調して活動しつゝある事である。経済更生計画樹立実行以來町村長は常に其の第一線に立つて活動し小学

校長亦経済更生委員として町村民の教育教化の方面に於て重要な役割を演じ農会産業組合部落の農事実行組合養蚕実行組合等村内の各種機関団体が連絡協調して自村の更生に活潑なる活動を為すやうになつた事も本運動の著しい効果である。

第三は産業の総合化多角形化である。経済更生計画樹立実行以来町村を一有機体と考へ之を総合的に指導しようとする気運が生じ特に農村指導者の方面で農林漁業の一部門に膠着することなく産業の多角形化によつて町村経済の安定を図る傾向に進み漸次産業の総合化多角形化が実現されつゝある。

第四は農家経済及農村生活の改善である。経済更生の進むに従つて予算生活の実行農家簿が記帳されて農家経済の合理化が行はるゝと共に冠婚葬祭等の改善を始めとし農村生活が漸次改善されつゝある。

第五は男女青年及婦人の活動である。経済更生の為に青年が各戸調査を行ひ又は産業開発の自発的研究を為すと共に共同作業場の利用共同開墾等常に協同運動の先頭に立つて活動しつゝあることは相当各地に見受けらるゝ所である。又之と同様に農村の主婦女子青年達が生活改善副業等に活動し始めた事も経済更生計画樹立実行以来の著しい現象である。

四 経済更生特別助成

特別助成の趣旨

農山漁村経済更生の趣旨及更生運動の進展状況並に其の効果は大体以上の如くであるが全国六千有余の経済更生指定町村中には村民の熱意と努力とに拘らず資力が乏しいと云ふ一事によつて重要な計画事項を実行することが出来ず其の為に計画全体を水泡に帰する虞ある町村も尠くない。仍て昨年度から此の如き町村に対しては其の实情に適した町村単位の総合助成をして基礎的要素の整備目録範囲の拡充其の他農村経済の建直しに必要欠くべからざる重要計画事項を実行せしむる事となつた。昭和十一年六月二十三日農林省令第十号を以て農山漁村経済更生特別助成規則が定められたが之が即ち農村経済更生特別助成施設である。

特別助成の効果

然らば此の特別助成は農山漁村経済更生の上に如何なる効果を齎らすであらうか次にそれを簡単に述ぶることとする。

此の施設によつて特別助成を受くる農山漁村は之に依て経済更生の基礎要素——土地水面共同施設等を整備し産業経済の全般を組織的計画的にし恒久的更生の基礎を確立する事が出来よう。又村民は此の基礎の上に立つて従来に倍して計画の実行に邁進する様になり更

生目標を容易に且確實に実現して其の収支の均衡を図り負債の整理を促進して生活の安定を齎らすであらう。

然し此の特別助成は自力更生の方向転換でなく其の生成発展である。何となれば此の特別助成は本来村民に更生の熱意が無く協力一致を欠き村民自体に於て為すべきことを為さない町村には助成しないからである。村民の更生の熱意が旺盛であつて克く協力一致し村の建直し計画の実行に邁進しつゝある町村に対して助成するものであるから自力更生に拍車を加へこそすれ毫も其の方向を転換するものでない。従て動もすれば助成金交付等に伴つて生ずる村民の依頼心を誘起する虞もなく却つて更生の熱意旺盛となり計画の実行を迅速に且つ之を徹底せしむるであらう。

尚此の特別助成は現に更生計画の実行に邁進しつゝある町村に対して其の全体の実行を可能ならしむる為村民の自力を以てしては実行することが出来ないものに総合的に助成するものである。従て其の助成は克く農山漁村の実情に即することが出来独り経済更生計画の実行に効果があるのみならず国の他の助成施設と相関係を保つて農山漁村の振興に資することが極めて多大であらう。

特別助成の種類及条件

特別助成には経済更生計画の実行費に対する国の助成と経済更生計

画実行の為の借入金に対する利子一部補給との二種がある。

前者即ち経済更生計画の実行費に対する国の助成は当該町村の経済事情諸施設の有無村民の経済力負債国及道府県の助成施設の程度町村財政の状況其の他各般の経済事情特に村民の協力一致更生の熱意の有無等を検討する。そして委員会の審査を経て自力に依ては実現困難な計画事項に対して之を交付するものである。

後者即ち経済更生計画実行の為の借入金に対する利子の一部補給は経済更生の計画事項の中には借入金を以て之を實行するものがあるから此等に対して低利な資金を供給し更に利子負担の軽減を必要とするものに対しては利子の一部を補助するものである。

特別助成の金額

特別助成の金額は町村の更生計画に依つて夫々異なるべき事は勿論である。然し之を平均して一ヶ町村の事業分量約四万円に対し助成金一万五千円低利資金の融通一万五千円材料供給労力奉仕負担金等に依る自己負担一万円の割合とする。又低利資金に対しては満五ヶ年間年一分二厘の利子を補給するものとする。尚昭和十二年度予算に計上された助成金総額は五百万円で内十二年度二百五十万円十三年度分二百五十万円である。

更に此の農村経済更生特別助成は其の助成の趣旨方法効果等に於て

従来の補助助成施設と相当異なる所があるから特に此の点について其の主なるもの一二三を挙げることにする。

その第一は総合助成であることである。経済更生特別助成は個々の具体的町村を指定して其の総合的指導をすると共にそれに総合助成をして経済更生計画を完成せしめようとするものであつて単なる事業別助成でない。従て其の助成たるや克く当該農山漁村の实情に即して農山漁村別に其の窮乏の原因が審にされ各村の環境に応じて総合的に更生の基礎的条件を整備する事が出来る。

第二は特別助成は村の人的精神的協同の力を重視してゐる事である。何となれば其の町村の選定に當つては中心人物の有無村民が自力を以て更生せんとする熱意と努力村内各種団体の協調連絡の程度はどうか等の人的要素が重視されるからである。此の点に於て此の施設は単なる生産助長政策と全然異つた画期的政策と云ひ得るのであらう。殊に村民に更生の熱意なく協力一致を欠き村民自体に於て為すべき事を為さざる町村は如何に窮乏しても此の助成金を交付しないから一般町村の経済更生運動をも更に大いに活潑に進展せしむるであらう。

又特別助成を受くる町村の計画実行に當つても経済更生の本旨に鑑みて村民の一致協力徹底的に自力更生の精神に終始することを嚴重

なる指令条件とするから特別助成をすることによつて自力更生の精神を高めてそそれ之を阻害するやうな虞は絶対にない。

第三は特別助成は一時的救済でないことである。此の特別助成は匡救土木事業のやうに労賃収入によつて村民の経済を一時的に救済せんとするものでない。真に村民の更生の為に必要な計画事項を村民の自力更生の精神を基調として完成せしめんとするものである。従つて労力の如きも村民の労力奉仕によるものが多い。特に此の施設は青年男女が村の更生計画の完成の為に総動員すると云ふ農村独特の美風を徹底せしむることが出来る。

第四は全村民の生活の安定を目標とすることである。此の特別助成は正確な基本調査の下に村民の総意によつて樹てた自主的計画を完成せしめんとするものである。そして其の目標とする所は全村民の収支の均衡を図り負債を整理し其の生活を安定せしめんとするにある。故に単に少数者の模範的施設を奨励せんとするものでなく又単なる各種の共同施設を充実せしめんとするものでもない。従て特別助成を受くる町村は必ず負債整理計画と部落計画それから各戸計画の樹立実行を条件とする。

第五は此の特別助成は全村民を更生せしむることである。経済更生計画の樹立実行は隣保共助の精神によつて村民の生活の安定負債の

整理を行はしめんとするものである。従て従来の助成施設のように助成の結果が却て貧富の懸隔を大にし動もすれば少数有志の利得に帰する様な虞はない。此の点については特に留意した為耕地の少ない零細農民に耕地を得せしめようとする計画や部落民の勞力奉仕によつて共同に開墾し共同に耕作して其の収益を積立て備荒共済に充てんとする計画や共同負債償還農地の経営共同農具の利用共同種畜の経営等零細農民を対象とする計画事項の多いことは従来の助成施設とは大いに異なるものである。

斯様に此の経済更生特別助成は従来のやうな単なる生産助長政策でなく又村民の一時的救済を目的とするものでもない。村民の自力更生協力一致の精神を一層強調して個々の村の実情に応じ町村自ら樹立した経済更生計画を完成せしめ農村に対する国策と相俟つて農山漁村を永遠に更生繁栄せしめんとするものである。

(新磯村役場 経済更生特別助成関係書類)〔昭和十三年 相模原市立図書館蔵〕

二〇 神奈川県農山漁村経済更生計画再検討の方針

時局対処農山漁村経済更生計画再検討方針

第一 指導精神

昭和七年農山漁村経済更生運動創始以来滿六ヶ年ヲ経過シ此ノ間指

定町村数ハ逐年増加シ既ニ九十三ヶ町村ニ達シ県下全町村数ノ約六割強ニ及ベリ

戦時体制下ニ際会セル之等農山漁村経済更生計画ハ既往ニ於ケル実行経過ト時局ノ推移ニ鑑ミ当初計画ニ適切ナル検討ヲ加ヘ以テ経済更生計画ノ完璧ヲ期スルヲ要ス而シテ之ガ修正増補ニ当リテハ当該農山漁村ノ既往計画ノ実績ヲ検討シ自村ノ実情ニ即セシムルヲ要スルハ勿論ナルモ特ニ左記事項ヲ強調セシメムトス

第二 実施要項

一 精神作興ニ関スル事項

1 所謂全村学校ヲ設ケ年一、二回之ヲ開設スルコト

即チ一回ハ三日間ニ亘リ第一日ハ男女青少年第二日ハ戸主第三日ハ主婦ヲ招集シテ講演会ヲ開催シ全村民ニ対シ時局認識ノ強化徹底ニ努ムルコト

2 部落常会ノ励行共同收益地ノ設置等ニ依リ精神的結合ヲ一層強固ナラシムルコト

3 町村経済更生委員会ハ隔月一回同委員会部長會議ハ毎月一回之ヲ開催シ経済更生計画ノ反省是正ニ関シ協議シ其ノ結果ヲ部落常会ニ於テ徹底セシムルコト

4 青年ニ農民道場ヘノ入場ヲ勸奨シ農村中堅人物ノ養成ニ努ム

ルコト

5 学校児童生徒ノ開墾植林其他ノ共同労働ニ依ル勤勞奉仕ヲ行フコト

6 隨時各種強調週間ヲ設定シ強調項目ノ実践窮行ニ努ムルト共ニ一面精神訓練ニ資スルコト

7 町村区域ノ短期合宿講習会等ヲ行ヒ特ニ部落指導ノ中心タルベキ男女青年ノ養成ニ努ムルコト

二 農山漁村民ノ保健栄養ニ関スル事項

農山漁村民ノ保健栄養ノ改善ヲ凶リ特ニ婦人ノ労働増加ニ稽ヘ農繁期共同炊事同託児所等ノ普及ニ努メ又医療衛生施設ノ整備充実ヲ図ルコト

三 生産力ノ維持拡充ニ関スル事項

1 部落実行組合ノ組織ノ整備充実ヲ凶リ該実行組合ヲ中心トシテ村計画ニ即応セル部落計画ヲ樹立実行セシムルコト

2 軍需関係作物(甘藷芋麻飼料作物等)ハ部落計画ニ基キ農家各個方其ノ責任分量ヲ協約実行スル様各戸計画ヲ樹立実行セシムルコト

3 開墾ニ依ル耕地ノ擴張其他資源ノ開發ヲ凶ルコト

4 種苗燃料肥料等ノ生産資材並ニ生産資金ノ供給ヲ円滑ナラシ

ムルニ努ムルコト

四 農林漁業経営改善ニ関スル事項

1 勞力ノ減少ニ依リ経営ニ欠陥ナカラシムル為勤勞奉仕共同作業共同経営共同利用施設ノ拡充強化ヲ凶ルコト

2 産業ノ基本の要素ノ整備充実ヲ凶ルコト

3 町村ノ自然的經濟事情ノ變化ニ応ズル経営規模経営方式ヲ考究シテ之ニ応ズル如ク計画ヲ再検討スルコト

4 購買販売ノ改善統制ヲ一層徹底強化スルコト

五 労働力ノ調整ニ関スル事項

1 町村毎ニ労働力調整計画ヲ樹テ村内所要勞力ヲ確保スルト共ニ村外供給勞力ノ調節ヲ凶ルコト

2 勤勞奉仕ヲ一層組織的ニ計画化シ且之ガ施設ヲ恒久化スルコト

3 児童生徒婦人其他ノ未利用勞力ノ活用ヲ凶ルコト

4 役畜ノ共同利用ヲ普及スルコト

六 金融調整ニ関スル事項

1 國民貯蓄奨励ノ方針ニ対応シ各種貯金ヲ一層励行セシムルコト

特ニ農山漁村ニ於テ軍需勞務軍備品ノ供出農林水産物ノ価格騰

第1章 国民更生 経済更生運動

貴ニ依リ収入ノ増加シタルモノニ対スル特別ノ貯蓄計画ヲ樹ツルコト

2 産業組合及漁業組合ハ生産拡充ノ資金ニ対シ努メテ融通ヲ図ルコト

3 有番農業ヲ徹底スル為農業動産信用法ノ制度ヲ一層活用スルコト

4 負債整理委員会ノ一層積極ナル活動ヲ促シ負債ノ整理ヲ徹底スルコト

七 満洲農業移民

満洲集団農業移民ヲ実施シ農村ニ於ケル土地ト人口ノ調整ヲ図リ以テ根本的ニ農村ノ更生ヲ図ルコト

第三 実施方法

一 本要項ニ依リ樹立セラルベキ第二期計画又ハ追補計画ハ町村経済更生委員会ノ審議ヲ経テ之ヲ決定スルコト

二 第一期計画ヲ完了シ又ハ完了セントスル町村(昭和七年度指定及昭和八年度指定)ハ既往ノ実績ヲ全面的ニ検討シ尚本要項ニ留意シ第二次五ヶ年計画ヲ樹立スルコト

三 第一期計画ノ未完了町村ハ一応残余ノ実行期間ヲ目標トシ本要項ニ依ル追補計画ヲ樹立スルコト

(仙石原村役場「経済更生計画樹立実行ニ関スル書類綴」(昭和十三年)箱根町役場蔵)

第二節 自力更生対策

二 昭和七年度神奈川県副業奨励計画概要

七農号外

昭和七年六月六日

内務部長

各市町村
各郡市農會
各郡市水産會
足柄上郡木炭同業組合
津久井郡

昭和七年度副業奨励計画書送付ノ件

副業奨励参考資料トシテ昭和七年度副業奨励計画別冊ノ通及送付候

〔別冊〕

昭和七年度神奈川県副業奨励計画概要

社会生活ノ向上ト経済界變動ノ影響トハ動モスレバ中小産業者ノ経済ヲ圧迫シ其生活ヲ脅威スルコト漸ク甚シク殊ニ農山漁村ニ於テハ主業収入ノミヲ以テ生活ノ安固ヲ期シ難キノ状態ナリ故ニ産業組織

ノ擴張經營方法ノ改善労働能率ノ増進ヲ凶ルト共ニ主業ノ傍余剩勞力ヲ以テ適當ナル副業ヲ經營セシメ收入ノ増加ヲ計リ生活ノ安固ヲ期セシムルコトハ県下ノ現状ニ鑑ミ最緊要ノコトナリ県ハ前年度ニ引續キ昭和七年度ニ於テ県費九千五百八円ヲ支出シテ左ノ通副業奨励計画ヲ実施シ副業ノ扶植副業ノ共同經營又ハ生産販売ノ改善ヲ図ラントス

第一 副業奨励事務

一 副業奨励ニ従事スル職員

前年度ニ繼續シ専任技師一名技手一名主事補一名ヲ置キ副業ニ関スル指導奨励ヲ繼續スルト共ニ必要ト認メタル事項ノ調査研究ヲナス

二 奨励施設

(イ) 講習会伝習会開催

特ニ副業技術ノ指導ヲ必要ト認メタル事項ニ付講習会伝習会ノ開催ヲ希望スル者ハ該施設ヲ必要トスル事由並ニ日時会場ヲ記載シ受講者名簿ヲ添付ノ上開催申請書ヲ一ヶ月前ニ提出セラレ度

(ロ) 講師又ハ実地指導教師ノ派遣

適當ナル団体ニ対シ其申請ニヨリ講師又ハ実地指導教師ヲ派遣

スルヲ以テ之ガ希望者ハ(イ)ノ場合ニ準ジタル手續ニ依ラレ度

(イ) 奨励金交付

副業奨励上適切ナル施設ヲ助成スル為市町村農會水産會産業組合漁業組合其他申合組合ニシテ県ニ於テ適當ナリト認メタルモノニ対シ奨励金ヲ交付スルヲ以テ之ガ交付ヲ受ケントスル者ハ本年ニ限り六月末日迄ニ昭和二年七月県令第九十三号副業奨励規程別項参照ニ依リ申請書ヲ提出セラレ度

第二 奨励事業

本年度ニ於テ奨励金又ハ現物ヲ交付シテ奨励セントスル副業ハ農産林産水産工産畜産副業品販売路擴張ノ六類ニシテ其奨励施設ノ内容左ノ如シ

一 農産副業

(イ) 農産製造奨励

漬物其他蔬菜果実類ノ加工製茶等副業の農産物加工ニ関スル講習会ヲ開催スルト共ニ生産販売ニ関スル共同施設

(ロ) 糞糶細工奨励

繩筵蜀黍等ノ伝習会ヲ開設スルト共ニ製品ノ改良統一及生産販売ニ関スル共同施設

(イ) 屑繭加工奨励

玉繭出穀繭等ヲ利用シ玉糸真綿加工ノ講習会ヲ開設スルト共ニ生産販売ニ関スル施設

(ニ) 苗木配付

空廢地利用ヲ目的トシテ栗及柿ヲ集團のニ栽植セシメ将来地方的ニ相当ノ生産ヲ挙げ得ル様計画ヲ樹テタル団体ニシテ適當ナリト認ムルモノニ対シ左記苗木交付要綱ニヨリ苗木ノ無償交付ヲナサントス

1 団体若クハ団体各員ノ栽植面積一団地五畝歩以上ノコト

2 団体若クハ団体各員ニ対スル交付本数ハ二十五本ヲ限度トス

3 成育中ハ十分ナル肥培監理ヲナスコト

4 成育ノ途中ニ於テ枯損ノ場合ハ補植ヲナスコト

5 事業ノ施行不適当ト認メタルトキハ苗木評価額ノ一部若シクハ全部ノ還付ヲ命ズルコトアリ

6 苗木ノ配付ヲ受ケタル者ニ対シ知事ハ監督上必要ナル命令検査指示ヲ行フコトアリ

7 本年ニ限り六月三十日迄ニ別紙第三号様式ニ依ル苗木交付申請書ヲ知事ニ提出スルコトヲ要ス

8 交付ヲ受ケタル者ハ第四号式ニ依ル事業並經費決算報告ヲ

四月三十日迄ニ提出スルコトヲ要ス

二 林産 副業

(イ) 製炭改良奨励

製炭実地指導教師ヲシテ各地巡回指導セシメ又ハ製炭ニ関スル伝習会ヲ開設スルト共ニ製品ノ改良統一並ニ販売ニ関スル共同施設

(ロ) 山葵栽培奨励

実地指導教師ヲシテ各地ヲ巡回指導セシムルト同時ニ山葵田ノ開墾改良施設

(ハ) 箭栽培奨励

箭栽培ノ講習講演会ヲナスト同時ニ生産販売ニ関スル施設

三 水産 副業

(イ) 水産製造奨励

其地方ニ適スル鹿尾菜荒布和布鱈薩摩揚鱈味淋乾鰯ノ巻卷等ノ水産製造ノ改良普及ヲ図ル為講習伝習会等ヲ開催スルト共ニ生産販売ニ関スル適當ナル施設

(ロ) 淡水養魚奨励

淡水ノ養魚池(鯉金魚)ノ新設又ハ魚苗(鯉金魚)ノ共同購入

生産品販売等ノ施設

四 工産 副業

(イ) 家庭製作品奨励

家庭副業トシテ適當ナル布帛加工編物麻糸織物等ノ講習会ヲ開

催スルト共ニ生産販売ニ関スル施設

(ロ) 木竹加工奨励

竹細工並木工品ノ製作等ノ講習会ヲ開催スルト共ニ生産販売ニ

関スル施設

(ハ) 土産品製作奨励

名所旧跡等遊覧客ノ参集スル地方ニ於テ郷土色ヲ背景トシテ適

切ナル土産品ノ製造講習並生産販売ニ関スル施設

(ニ) 和紙製造奨励

桑皮楮ノ生産並ニ之レガ利用ニヨル和紙製造ノ伝習会ヲ開催ス

ルト共ニ生産並販売ニ関スル共同施設

五 畜産 副業

(イ) 養豚奨励

豚舎ノ新設生産並販売ニ関スル共同施設

(ロ) 養兔奨励

家兎生産ニ関スル設備講習会開設生産販売共同施設

六 副業品販路拡張奨励

副業生産品ノ販路拡張ヲ図ランガ為展覽会試売ニ出品スルト共ニ

販路拡張トナルベキ各般ノ施設

第三経費 予算

昭和七年度副業奨励費中事業費予算左ノ如シ

| 費目 | 予算額 | 説明 | 明 |
|----------|-----------|---|--|
| 農産副業奨励費 | 1,200,000 | 農産製造奨励費 農産細工奨励費 農産加工奨励費 農産配付奨励費 | 1,000,000 100,000 100,000 100,000 |
| 林産副業奨励費 | 1,100,000 | 製炭奨励費 山菜配付奨励費 | 1,000,000 100,000 |
| 水産副業奨励費 | 250,000 | 水産製造奨励費 淡水養魚奨励費 | 200,000 50,000 |
| 工産副業奨励費 | 1,000,000 | 家庭製作品奨励費 木竹加工奨励費 土産製造奨励費 和紙製造奨励費 | 100,000 300,000 300,000 300,000 |
| 畜産副業奨励費 | 250,000 | 養豚奨励費 養兔奨励費 | 100,000 150,000 |
| 副業品販路拡張費 | 100,000 | 販路拡張費 | 100,000 |
| 計 | 4,900,000 | | |

副業奨励規程 (昭和二年七月二十六日公布)
(神奈川県令第九十三号)

第1章 国民更生 経済更生運動

第一条 副業奨励ノ為本規程ニ依リ毎年度予算ノ範圍ニ於テ奨励

金ヲ交付ス

第二条 奨励金ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル市町村又ハ十五名以上ヲ

以テ組織スル団体ノ施設ニ対シ知事ニ於テ適當ト認ムル場合
ニ交付ス但シ特別ノ事情ニ依リ十五名以下ノ団体又ハ個人ト
雖モ奨励金ヲ交付スルコトアルベシ

一 講習会伝習会ノ開催又ハ実地指導教師ノ招聘派遣

二 生産ニ関スル設備

三 種苗種禽種卵種畜又ハ器具機械ノ共同購入

四 生産品ノ共同販売若クハ販路拡張ニ関スル施設

五 前各号ノ外副業奨励上適切ナル事項

第三条 本奨励金ノ交付額ハ知事ニ於テ適當ト認メタル其事業予算
額ノ半額以内トス但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限りニ在ラ
ズ

第四条 奨励金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ当該年度四月末日迄ニ第

一号様式ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出スベシ但シ二年目以後ノ

奨励金交付申請書ニハ第一号様式ニ依ル添付書類第二号乃至

第四号ノ事項ニ付異動ナキ場合ハ其添付ヲ省略スルコトヲ得

第五条 奨励金ノ交付ヲ受ケタル者ハ第二号様式ニ依ル事業成績並

経費決算報告書ヲ翌年度四月三十日迄ニ知事ニ提出スベシ
第六条 奨励金交付ヲ受ケタル者其事業計画又ハ経費予算ヲ変更セ

ントスルトキハ其事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受ケベシ

前項ノ場合経費予算各減額シタルトキハ交付金額ヲ減額スル
コトアルベシ

奨励金ノ交付ヲ受ケタル者当該年度内ニ事業完了スルコト能
ハザルトキハ知事ノ認可ヲ受ケ次年度ニ繰越施行スルコトヲ
得

第七条 奨励金ノ交付ヲ受クル者ニ対シ知事ハ奨励及監督上必要ナ

ル命令ヲ発シ又ハ部下ノ官吏吏員ヲシテ事業ノ施行並収支ノ

状況ニ付検査又ハ指示セシムルコトアルベシ

第八条 奨励金ノ交付ヲ受ケタルモノニシテ左記各号ノ一ニ該当ス

ルトキハ奨励金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ交付金ノ一部若シク
ハ全部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 申請書添付書及事業成績書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタルトキ

二 本規程及命令ニ違反シタルトキ

三 経費支出額ガ申請書記載額ニ対シ著シク減少シタルトキ

四 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年四月神奈川県令第四十七号ハ之ヲ廃止ス

(仙石原村役場「勸業書類綴」(昭和七年)箱根町役場蔵)

〔注〕 様式等雛形は省略。

二 失業対策事業に関する国庫補助の件通牒

七社第二三六八号

昭和七年六月七日

学務部長

市町村長殿

失業応急事業ニ関スル件

政府ニ於テハ産業ノ開発ヲ図ル為道路河川港湾其ノ他土木事業ヲ起興シ併セテ失業ノ防止並救済ニ努ムルコト、相成候ニ就テハ貴市町村施行ノ公営事業及民間事業ニ関シテモ其ノ施行ノ時期地域方法等ニ於テ失業ノ防止並救済ノ為最モ有効ナル方法ヲ講シ政府施行事業ト併セテ失業ノ緩和ヲ図ラレ候様致度右ノ手段ニ依ルモ尚救済ヲ要スヘキ失業者多数存シ之レカ救済ノ為特ニ事業ヲ起興セムトスルトキハ失業応急事業トシテ左記条件ニ依リ国庫補助相成ルノミナラス預金部資金ハ都合ノ許ス限り低利資金ヲ融通スル旨内務大蔵両次官

ヨリ通牒ノ次第モ有之候ニ就テハ右御了知ノ上部内失業状況ニ応シ適宜ノ御措置相成度依命此段及通牒候也

記

(甲) 一般労働者失業応急事業国庫補助条件要綱

一 政府ハ本文記載ノ如ク一般的ニ各種土木事業ヲ起興シ失業ノ防止並救済ニ努ムルヲ以テ特ニ失業応急事業トシテノ施行地域ハ原則トシテ六大都市関係府県及福岡県トスルコト但シ其ノ他ニ於テモ救済ヲ要スヘキ失業者特ニ多キ地方ニシテ必要已ムヲ得サル場合ニハ之ヲ認ムルコトアルヘキコト

二 事業施行主体ハ道府県市町村市町村組合タルコト

三 事業費ニ対スル勞力費ノ割合カ二割以上ヲ占ムル事業ナルコト但シ勞力費カ事業費ノ一割以上ニシテ之ト国産材料費トノ合計カ事業費ノ五割以上タル場合ニ於テモ認ムルコト

四 事業ハ延人員一万人以上ヲ使用スルモノナルコト

五 事業ハ施行団体ノ直営タルコト但シ技術上直営トシテ施行困難ナル場合ハ請負ニ附スルコトヲ認ムルコト

六 国庫補助額ハ勞力費及労働手帳作製費ノ二分ノ一トス

七 事業ハ失業者ニシテ特ニ生活困難ナルモノヲ救済スルヲ目的トスルモノナルヲ以テ其ノ施行ニ関シテハ特ニ左記各号ニ拠ルコト

- (イ) 失業者中救済ヲ必要トスルモノナリヤ否ヤニ関シテハ方面委員警察官吏宿泊所長等ノ活動ヲ促シ之カ認定ニ遺憾ナキヲ期シ且認定セラレタルモノニ対シテハ本人ノ写真ヲ添付セル労働手帳ヲ職業紹介所ヲ經テ交付スルコト
- (ロ) 右労働手帳ノ様式形状作製時期交付方法等ニ関シテハ地方ニ於テ適宜塩梅工夫シ得ルコト尚手帳ハ単ニ失業応急事業ニ就職希望ノ登録ヲ受ケ居ル証左ニ過キスシテ決シテ就業ヲ保障セルモノニ非ル趣旨ヲ被交付者ニ徹底セシムルコト
- (ハ) 事業ニ使用スル労働者ハ原則トシテ労働手帳ヲ交付シタル要救済失業者ヲ職業紹介所ノ紹介ニ依リ採用シ其ノ数ハ少クトモ全使用労働者数ノ七割ヲ下ルコトヲ得サルコト未タ適當ナル職業紹介所無キ地方ニ於テ失業応急事業ヲ施行セムトスル場合ハ先ツ常時的又ハ臨時的ノ職業紹介所ヲ設置シ使用労働者ノ紹介ニ遺憾ナキヲ期スルコト
- (ニ) 前項要救済者ノ採用ニ就テハ其ノ生活状況失業期間等ヲ參酌シ困窮ノ度甚シキモノヲ優先セシメテ且相互間就勞機會ノ分配ヲ公平ナラシムルコト從ツテ職業紹介所ヨリ採用スル要救済失業者中ノ顔付(指定人夫)ノ数ハ技術上必要ノ最少限度ニ止メ
- (イ) 其ノ数ハ少クトモ其ノ三割以内タルヘキコト
- (ロ) 失業応急事業ノ為他地方ヨリ不自然ニ労働者ヲ招致シ又ハ他ノ事業ニ従事セル労働者ヲ奪フカ如キ結果ヲ来ササル様細心留意スルコト
- (ハ) 労働賃銀ハ其ノ地方ニ於ケル同種ノ者ノ賃銀ヨリ低額ナルヲ原則トシ且成ルヘク多数ノ労働者ヲ就業セシムル為夜業歩増等ハ之ヲ避クル様努ムルコト
- (イ) 労働賃銀ハ額別ネヲ避ケ且日払トシ必要ニ応シ立替支払制度ヲ利用スルコト
- 八 事業ヲ施行セムトスルトキハ左記事由ヲ具シ予メ内務大臣ノ認可ヲ受クルコト
- (イ) 労働者ノ失業狀況
- 特ニ労働者ノ種別(日傭労働者及其他ノ労働者)毎ニ労働者ノ総數失業者數及要救済者數ヲ示シ失業ノ狀況ヲ記載シ且右狀況ヲ見ルニ至レル具體的事由ヲ明ニスルコト
- (ロ) 事業施行ヲ必要トスル具體的事由
- 特ニ通牒本文ニ記載セル如キ失業緩和ノ手段ヲ講スルモ尚当該事業ノ施行ヲ必要トスル事由ヲ數字ヲ以テ具體的ニ示スコト
- (ハ) 事業ノ種類並其ノ計画概要

(一) 事業関係予算書

事業ノ財源ヲ起債ニ求ムルトキハ起債決議書謄本ヲ併而添付スルコト

(二) 労力費労働者使用延人員及使用人員中要救済失業者使用ノ割合

(三) 労働者一日平均使用人員及一日平均賃銀

(四) 事業着手並終了ノ予定年月日

(五) 事業施行箇所ヲ示シタル図面

(六) 設計書

(七) 本要項第五項但書ニ依リ事業ヲ請負ニ附セムトスル場合ハ其ノ已ムヲ得サル事由及契約条件(就中労働者使用ニ関スル条件(詳細)尚イ号以下ノ事項ヲ変更セムトスルトキハ予メ内務大臣ノ認可ヲ受クルコト

九 事業ノ着手一時休止又ハ終了ノ場合ニハ其ノ年月日ヲ具シ直ニ其ノ旨内務大臣宛報告シ且施行中ハ認可件別ニ左記ニ依ル事業成績ヲ社会局長宛報告スルコト

一般労働者失業応急事業成績

| | |
|---------|------------|
| 事業主体名 | 年度分事業 |
| 認可年月日番号 | 昭和 年 月 末現在 |

備考

| | | | | | | | | | | | |
|------|-----|----|----|----|------|-----|------|----|----|-----|------|
| 事業種目 | 事業費 | 同上 | 支 | 同上 | 労働者使 | 延人員 | 工事施行 | 日数 | 工事 | 年月日 | 工事着手 |
| | 算額 | 出 | 算額 | 出 | 人員 | 人員 | 日数 | 工 | 日 | 日 | 日 |
| | 額 | 支 | 額 | 支 | 人員 | 人員 | 日数 | 工 | 日 | 日 | 日 |
| | 額 | 支 | 額 | 支 | 人員 | 人員 | 日数 | 工 | 日 | 日 | 日 |
| | 額 | 支 | 額 | 支 | 人員 | 人員 | 日数 | 工 | 日 | 日 | 日 |
| | 額 | 支 | 額 | 支 | 人員 | 人員 | 日数 | 工 | 日 | 日 | 日 |
| | 額 | 支 | 額 | 支 | 人員 | 人員 | 日数 | 工 | 日 | 日 | 日 |
| | 額 | 支 | 額 | 支 | 人員 | 人員 | 日数 | 工 | 日 | 日 | 日 |
| | 額 | 支 | 額 | 支 | 人員 | 人員 | 日数 | 工 | 日 | 日 | 日 |
| | 額 | 支 | 額 | 支 | 人員 | 人員 | 日数 | 工 | 日 | 日 | 日 |

一 本表ハ月報トシ毎月十日迄ニ前月末迄ノ分ヲ報告スルコト

二 事業種目は工事種類別(道路河川水道、水其他等)ニ区別シ現場別ニ区別スルコトヲ要セス

三 本表ハ凡テ事業開始以来ノ累計ヲ示シ且支出済額ハ支払ノ有無ニ不拘支払義務額ヲ計上スルモノトス

四 使用労働者延人員ハ出役頭数ノ延人員トス

五 実際使用労働者延人員ノ内職業紹介所利用ニ依ルモノノ数ヲ其ノ左側ニ()ヲ附シテ示スコト

六 工事施行日数ハ一事業種目ニ多数ノ工事ヲ一括シテ掲記スル場合ニハ最初ニ着手シタル工事ヨリ起算シタル日数ヲ示スコト

七 前年度ヨリ繰越施行スルモノハ其ノ事業完了迄当初年度分トシテ計上スルコト

(乙) 小額給料生活者失業応急事業国庫補助条件要綱

一 事業施行主体ハ六大都市及関係府県タルコト

二 事業ハ小額給料生活者ノ失業者(知識階級ニ属スル未就職者ヲ

含ム以下同シ) ニシテ生活困難ナル者ヲ救済スル為特ニ施設シタル当該公共団体ノ事務又ハ官庁ノ委託ニ係ル事務ニシテ失業者ヲ従事セシムルニ適當ナルモノナルコト但シ必要ナル場合ハ職業輔導ヲモ併セ行フコトヲ得ルコト

前項ノ事務ハ或特定ノ事務ナルコトヲ要シ從テ不特定事務ノ為ニ漠然ト一定期間使用スルカ如キモノニアラサルコト

三 官庁ノ委託ニ係ル事務トハ当該官庁ニ於テ当該特定事務ノ遂行ニ関シ何等ノ経費ヲ有セス之カ遂行ヲ公共団体ニ対シ委託セルモノヲ指称ス但シ其ノ経費カ地方費ノ負担ニ属スヘキモノハ之ヲ含マサルコト

四 事業施行期間ハ一年未満トシ成ルヘク次年度ニ亘ラサルコト

五 国庫ハ本事業ヲ為ス公共団体ニ対シ左ノ割合ヲ以テ補助スルト

- (イ) 官庁委託ニ係ル事務ニ就テハ就業者手当ノ全額
- (ロ) 公共団体ノ事務ニ就テハ就業者手当ノ二分ノ一
- (ハ) 前各号以外ニ事業施行上必要ナル經常諸費ノ二分ノ一但シ就業者手当総額ノ二割ヲ超ユル部分ニ対シテハ補助ノ限ニ在ラス
- 六 事業ハ失業者ニシテ生活困難ナルモノヲ救済スル目的トスルモノナルヲ以テ其ノ施行ニ関シテハ特ニ左記各号ニ拠ルコト

- (イ) 失業者中救済ヲ必要トスルモノナリヤ否ヤニ関シテハ戸別調査ヲ為シ当該事業ニ適當セル相当ノ技能ヲ有スルモノニシテ本人ノ扶養スヘキ家族ヲ有シ困窮ノ度甚シキ者ヨリ採用スルコト
- (ロ) 事業ニ使用スル小額給料生活者ハ職業紹介所ノ紹介ニ依ルモノタルコト

(ハ) 採用ニ当リテハ就業手帳又ハ之ニ代ルヘキモノヲ交付スルヲ妨ケサルモ之カ交付ニ際シテハ一定ノ期間当該特定事業ノ為臨時ニ採用セラレタルモノナル旨ヲ徹底セシムルコト

(ニ) 失業心急事業ノ為他地方ヨリ不自然ニ小額給料生活者ヲ招致シ又ハ他ノ事業ニ従事セルモノヲ奪フカ如キ結果ヲ来ササル様細心留意スルコト

(ホ) 就業者手当ハ其ノ地方ニ於ケル同種ノ者ノ手当ヨリ低額ナルヲ原則トスルコト

- (イ) 就業者手当ハ月二回以上ニ分チテ支払ヲナスコト
- (ロ) 一就業者ヲシテ本事業ニ固定セシメサル為事業施行主体ハ事務ノ性質等ノ許ス限リ一定期間毎ニ一応就業者ノ就業ヲ打切り又當時職業紹介所トノ連絡ヲ緊密ニシ能フ限リ本事業ニ就業スルモノヲ普通職業ニ就業セシムル様幹旋スルコト

七 事業ヲ施行セムトスルトキハ左記事項ヲ具シ予メ内務大臣ノ認

可ヲ受クルコト

(イ) 給料生活者ノ失業状況

給料生活者ノ総数失業者数及要救済者数ヲ明示シテ失業状況ヲ記載スルコト

(ロ) 失業応急事業ノ施行ヲ必要トスル具体的事由及当該事業ヲ適当ナリトシタル理由

(ハ) 事業ノ種類並其ノ計画概要

官庁ノ委託ニ係ル事務ニ就テハ第三項ニ該当スル旨ノ当該官庁ノ証明書ヲ添付スルコト

(ニ) 事業関係予算書

事業ノ財源ヲ起債ニ求ムルトキハ起債決議書謄本ヲ併而添付スルコト

(ホ) 就業者手当総額及使用予定人員

(ヘ) 一日平均使用予定人員及一日平均就業者手当

(ト) 事業着手並終了ノ予定年月日

尚イ号以下ノ事項ヲ変更セムトストキハ予メ内務大臣ノ認可ヲ受クルコト

八 事業ノ着手又ハ終了ノ場合ハ其ノ年月日ヲ具シ直チニ其ノ旨内務大臣宛報告シ且施行中ハ認可件別ニ左記ニ依ル事業成績並就業

者異動調ヲ社会局長宛報告スルコト

(一) 小額給料生活者失業応急事業

成績

| | |
|---------|------------|
| 事業施行主体名 | 年度分事業 |
| 認可年月日番号 | 昭和 年 月 末現在 |

| | | | | | | | | | |
|------|-----|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 事業種目 | 事業費 | 同上 | 就業者手 | 同上 | 支出使用 | 延人員 | 延人員 | 着手 | 年月日 |
| 予算額 | 支出額 | 出済額 | 当予算額 | 出済額 | 延人員 | 延人員 | 完了 | 年月日 | |
| 計 | | | | | | | | | |

備考 一 本表ハ月報トシ毎月十日迄ニ前月末迄ノ分ヲ報告スルコト

二 本表ハ凡テ事業開始以來ノ累計ヲ示シ且支出済額ハ支払ノ有無ニ不拘支払義務額ヲ計上スルモノトク

三 前年度ヨリ繰越施行スルモノハ其ノ事業完了迄当初年度分トシテ計上スルコト

(二) 小額給料生活者失業応急事業

就業者異動調

| | |
|---------|---------|
| 事業施行主体名 | 年度分事業 |
| 認可年月日番号 | 昭和 年 度分 |

| | | | | | | |
|------|-------|-----|-----|-------|------|-----------|
| 事業種目 | 前月末現在 | 月内新 | 月内 | 本月末現在 | 月内退去 | 普通職業 |
| 実人員 | 人員 | 採用数 | 退去数 | 実人員 | 実人員 | ニ就職シタル者ノ数 |

備考 事業種目欄ノ配列ハ前表ト合致スルヲ要ス

(「神奈川県公報」第五八一号)

三 神奈川県納税奨励規程

神奈川県告示第六百一号

納税奨励規程左ノ通定ム

昭和七年九月一日

神奈川県知事 横山 助成

納税奨励規程

第一条 納税思想ノ普及ヲ図リ租税ノ完納ヲ奨励スル為本規程ノ定

ムルトコロニ依リ毎年度予算ノ範圍内ニ於テ奨励金又ハ物品

ヲ交付ス

第二条 納税組合ニシテ前一年度間ヲ通シ県税ヲ法定期限内ニ完納

シタルトキハ当該納税組合ニ対シ奨励金又ハ物品ヲ交付ス

納税組合ヲ組織セスト雖モ市内ノ町又ハ町村内ノ部落ニシテ

前項ニ該当スル事績アリタルトキハ前項ニ準シ之ニ対シ奨励

金又ハ物品ヲ交付ス

第三条 一定区域内ニ居住スル者共同シテ県税ヲ納付スル目的ヲ以

テ新ニ納税組合ヲ設立シタルトキハ当該組合ニ対シ奨励金ヲ

交付ス但シ組合員二十名未満ノモノハ此ノ限ニ在ラス

同業者共同シテ其ノ業態ニ関スル県税ノ納付ヲ目的トシテ組

合ヲ組織スル場合ハ前項但書ノ規定ニ拘ラス之ニ対シ奨励金

ヲ交付ス

第四条 左ニ掲クル期間継続シテ県税ヲ年度内ニ県金庫ニ完納シタ

ル市区町村アルトキハ各期間毎ニ当該市区町村ニ対シ県税完

納表彰旗及奨励金ヲ交付ス

一等 十年

二等 五年

三等 三年

一等表彰旗ヲ受ケタル市区町村ニシテ爾後年度内ニ完納ヲ繼

続シタルトキハ継続五年毎ニ飾総及奨励金ヲ交付ス

下級ノ表彰旗ヲ受ケタル市区町村ニシテ上級ノ表彰旗ヲ受ケ

タルトキハ下級ノ表彰旗ハ之ヲ返付セシム

表彰旗ヲ受ケタル市区町村ニシテ表彰旗ヲ受ケタル年度以後

ニ於テ滞納繰越ヲ生シタルトキハ表彰旗ハ之ヲ返付セシム

前各項ノ規定ハ組合員数三百人以上ノ納税組合ニ之ヲ準用ス

第五条 納税奨励ニ関シ功績顯著ナルモノアリタルトキハ奨励金又

ハ物品ヲ交付シテ之ヲ表彰ス